

業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金で、不服申立てはできるのでしょうか

処分性と審査請求を、順を追って説明します

結論を先に申し上げます

両助成金には、補助金適正化法が適用されます。そのため、労働局長が行う不交付、交付額の減額確定、交付決定の取消し、返還命令などは、単なるお願いや契約上の判断ではなく、事業主の権利・義務を一方的に決める行政上の「処分」と評価されます。事業主は、原則として、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

なぜ不服申立ての対象になるのでしょうか

補助金適正化法は、助成金の申請から交付後までを、法律上の手続として定めています。おおまかな流れは、次のとおりです。

1. 事業主が助成金を申請します。
2. 労働局が審査し、交付するかどうかを決定します。
3. 事業を実施した後、労働局が実績を確認し、最終的な交付額を確定します。
4. 法令や交付条件への違反があれば、交付決定を取り消し、返還を命ずることがあります。

さらに、返還金は、一定の場合に国税滞納処分の例によって徴収されることがあります。これらは、私人同士の贈与契約には通常みられない、公権力に基づく効果です。

法律上の考え方を3段階で整理します

1. 両助成金の交付要綱は、補助金適正化法、同法施行令、厚生労働省所管の交付規則に従って交付することを明記しています。
2. 交付・不交付、交付額の確定、取消し、返還命令は、事業主の法的な立場や金銭上の権利・義務を直接決めます。
3. このような行政庁の最終判断は「処分」と評価され、行政不服審査法2条に基づく審査請求の対象となります。

重要な点

事業主が審査請求をする直接の根拠は、補助金適正化法25条ではなく、行政不服審査法2条です。補助金適正化法25条の「不服の申出」は、地方公共団体向けの特別制度です。事業主の場合は、「補助金適正化法が処分性の土台になる」→「行政不服審査法により審査請求をする」という順に理解するとわかりやすくなります。

2つの助成金では、どのように位置付けられていますか

業務改善助成金

正式名称は「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金」です。現行の交付要綱は、補助金適正化法が適用されることを明記しています。交付額の確定・支給決定、交付決定の取消し、返還命令については、現行の通知様式に審査請求の案内があり、行政不服審査会が交付額の減額処分を実際に審理した例もあります。

働き方改革推進支援助成金

現行の交付要綱は、こちらも補助金適正化法が適用されることを明記しています。不交付決定、交付決定の取消し・変更、計画変更の不承認、返還命令などの通知様式には、処分であることと、厚生労働大臣へ審査請求ができることが示されています。

どのような判断を争うことができますか

労働局の判断	争うことができる理由・注意点
不交付・一部不交付	助成金を受ける法的な立場を、全部または一部認めない最終判断です。働き方改革推進支援助成金では、現行様式上、審査請求の対象であることが明確です。
交付額の確定・減額	交付決定後、実績報告を審査した結果、支給額を当初予定より減らす判断です。業務改善助成金では、行政不服審査会の審理例があります。
交付決定の取消し・返還命令	すでに得た法的な立場を失わせ、返還義務を課す処分です。加算金・延滞金を含め、審査請求の対象となります。
計画変更の不承認	変更が認められないことで、変更後の事業が助成対象外になるなど、交付関係を最終的に決める場合は、処分として争うことができます。

通常は対象になりにくいもの

担当者の口頭説明、資料の補正要求、照会、事前相談への回答などは、通常、審査途中の案内や準備行為です。それだけでは「処分」に当たらないことが多いため、争う場合は、書面による最終的な不交付、減額、取消し、返還命令などを特定します。

申立ての期限と注意点

期限

原則として、処分を知った日の翌日から3か月以内です。また、処分日の翌日から1年を

過ぎると、原則として申立てができません。通知書を受け取った日、電子申請システムで閲覧した日、メールを受信した日などを、すぐに記録してください。

申立先

通常は厚生労働大臣です。ただし、必ず通知書の末尾にある「教示欄」を確認し、申立先、提出方法、期限を確認してください。

労働局と話し合っている、期限は進みます

労働局へ再検討を依頼している、担当者へ理由を照会している、話し合いを続けているという場合でも、審査請求の期限は、原則として止まりません。

審査請求をしても、返還は自動的に止まりません

返還命令に対して審査請求をしても、返還や徴収が当然に停止するわけではありません。資金繰りに重大な影響が見込まれる場合は、審査請求とは別に、執行停止を検討します。

事業主がすぐに保存・確認したい資料

通知に関する資料

- 通知書の全ページと別紙
- 封筒、配達記録
- 電子通知の履歴、メール

これらを保存し、処分日と、事業主が処分を知った日を確認します。

申請・審査に関する資料

- 申請書と添付資料
- 補正依頼と回答
- 労働局とのメール、電話記録
- 適用年度の交付要綱、支給要領、Q&A

事業の実施に関する資料

- 見積書、契約書、発注書
- 請求書、領収書、振込記録
- 納品資料、施工資料
- 賃金台帳、就業規則、勤怠資料

資料は、申請から処分通知までの流れがわかるように、日付順に整理してください。

業務改善助成金の「当初不交付」についての注意

業務改善助成金の当初の不交付決定についても、補助金適正化法 6 条と交付要綱に基づく最終判断であるため、審査請求の対象になると考えるのが相当です。

ただし、現行の不交付通知様式には審査請求の案内がなく、過去の厚生労働省 Q&A には、処分性を否定する記載もありました。そのため、交付額の確定、取消し、返還命令と比べると、「審査請求の対象ではない」として却下されるリスクがあります。

安全な進め方

通知を受け取った後は、3 か月以内の審査請求を基本に検討し、審査請求書には、なぜ処分に当たると考えるのかを明記します。同時に、取消訴訟その他の手段についても、それぞれの期限内に検討することが安全です。

まとめ

両助成金では、補助金適正化法により、申請、交付決定、交付額の確定、取消し、返還という公法上の仕組みが設けられています。そのため、労働局長の最終判断が「処分」となり、行政不服審査法による審査請求につながります。

ただし、審査請求ができることと、助成金の支給が認められることは別です。申立てでは、交付要件ごとに、行政側の事実認定や、法令・交付要綱の解釈のどこに誤りがあるのかを、資料に基づいて具体的に示す必要があります。

ご注意

個別案件では、必ず原文をご確認ください

本資料は、制度の一般的な考え方をわかりやすく説明したものです。実際の結論は、対象となる助成金、適用年度、通知書や依頼文の全文、支給要領、事実関係によって変わります。重要な判断をする前に、関係書類一式を専門家へ示して確認してください。